自己点検表 【介護老人保健施設】

R3~版

事業所名	
点検者 職 • 氏名	
点検年月日	

- ●指定介護保険事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認の際は関係法令等も併せて参照してください。
- ●「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認し、内容を満たしているものには「はい」、そうでないものは「いいえ」、該当しない場合は「該当なし」にチェックをしてください。
- ●「確認資料等」の欄には、「基準の概要」の遵守状況が確認できる資料及び必要な事項を記入してください。

◎根拠条文

• 法:介護保険法

施行令:介護保険法施行令施行規則:介護保険法施行規則

◇施設指定基準:介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

☆施設基準通知:介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

・施設基準条例:大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

- ●この自己点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営の改善等を 図ることを目的に作成していただくものです。
- ●実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。

●令和3年度の制度改正に係る箇所を赤文字にしておりますので、参考にしてください。

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
I 基本方針					
1. 基本方針 ◇施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指しているか。					施設指定基準第1条の2第1項
◇入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保険施設サービス(以下、「施設サービス」という。)の提供に努めているか。					施設指定基準第1条の2第2項
◇明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを 重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅 サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービ ス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めてい るか。					施設指定基準第1条の2第3項
◇入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。					施設指定基準第1条の2第4項
◇介護保健施設サービスを提供するにあたっては、法第11 8条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な 情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。					施設指定基準第1条の2第5項
Ⅱ 人員に関する基準					
 1. 従業者の員数 ◇施設に置くべき従業者の員数は次のとおりとしているか。 					施設指定基準第2条
(1)医師◇常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上配置しているか。					施設指定基準第2条第1項第1号

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
☆常勤の医師が1名以上配置されているか。ただし、複数の 医師が勤務をする形態で、この内1人が入所者全員の病状等 を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、入 所者の処遇が適切に行われると認められる時は、常勤の医師 1人とあるのは、常勤換算で医師1人として差し支えない。					施設基準通知第2の1の(1)
☆上記に関わらず、介護医療院又は病院若しくは診療所(医師について介護者人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設されている施設にあっては、必ずしも常勤の医師の配置は必要ではない。従って、複数の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延時間が基準に適合すれば差し支えない。ただし、この場合において、この内1人は、入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ医師としているか。また、兼務の医師については、日々の勤務体制を明確に定めているか。					施設基準通知第2の1の(2)
(2)薬剤師 ◇施設の実情に応じた適当数を配置しているか。					施設指定基準第2条第1項第2号
☆入所者の数を300で除した数以上を標準としているか。					施設基準通知第2の2
(3)看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)又は介護職員(以下「看護・介護職員」という。) ◇常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上(看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準としているか。)					施設指定基準第2条第1項第3号
☆看護・介護職員は、原則として施設の職務に専ら従事する 常勤職員としているか。					施設基準通知第2の3の(1)
☆業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑 化が図られる場合及び看護・介護職員が施設に併設される介 護サービス事業所の職務に従事する場合であって、看護・介 護職員の一部に非常勤職員を充てる場合は、下記の条件をい ずれも満たしているか。					施設基準通知第2の3の(1)の①、②
① 常勤職員である介護・看護職員が必要数の7割程度確保されている。 ② 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること。また、看護・介護職員が併設事業所の職務に従事する場合は、施設において勤務する時間を勤務計画表によって管理されていなければならず、施設の看護・介護職員の常勤換算方法における勤務延時間に、併設事業所での勤務時間は含まれないものであること。					
☆看護・介護職員が併設事業所の職務に従事する場合は、施設において勤務する時間を勤務計画表によって管理しているか。また、施設の看護・介護職員の常勤換算方法における勤務延時間に、併設事業所での勤務時間を含んでいないか。					施設基準通知第2の3の(1)
(4)支援相談員 ◇1以上(入所者の数が100を超える場合にあっては、常 勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超え る部分を100で除して得た数以上。)配置しているか。					施設指定基準第2条第1項第4号
☆支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充てているか。 ア 入所者及び家族の処遇上の相談 イ レクリエーション等の計画、指導ウ 市町村との連携					施設基準通知第2の4の(1)
エ ボランティアの指導					

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
(5)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 ◇常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上 配置しているか。					施設指定基準第2条第1項第5号
☆施設の入所者に対するサービス提供時間帯以外の時間において指定訪問リハビリテーションのサービスの提供にあたることは差し支えないが、この場合において、施設の常勤換算方法における勤務時間数に、指定訪問リハビリテーションに従事した勤務時間を含んでいないか。					施設基準通知第2の5
(6)栄養士 <mark>又は管理栄養士</mark> ◇入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、1以 上配置しているか。					施設指定基準第2条第1項第6号
☆同一敷地内にある病院等の栄養士 <mark>又は管理栄養士</mark> が兼務する場合、栄養管理に支障がないか。					施設基準通知第2の6
☆100人未満の施設においても、常勤職員の配置に努めているか。					施設基準通知第2の6
(7)介護支援専門員◇1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)配置しているか。					施設指定基準第2条第1項第7号
◇☆その業務に専ら従事する常勤の職員を1名以上配置しているか。ただし、入所者の数が100を超え、増員した場合の介護支援専門員については非常勤として差し支えない。					施設指定基準第2条第5項 施設基準通知第2の7の(1)
◇☆介護支援専門員が施設の他の職務に従事する場合、入所者の処遇に支障がないか。また、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。ただし、非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。				□専従 □兼務 兼務の場合 職務内容: 勤務場所:	施設指定基準第2条第5項 施設基準通知第2の7の(2)
(8)調理員、事務員その他の従業者 ◇介護老人保健施設の実情に応じた適当数					施設指定基準第2条第1項第8号
(9)管理者 ◇管理者は、専ら施設の職務に従事する常勤の者であるか。 ただし、当該施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。				□専従 □兼務 兼務の場合 職務内容: 勤務場所:	施設指定基準第23条
◇施設指定基準第2条第1項に規定する、施設に配置すべき 従業者数を算出するために用いる入所者の数は、前年度の平 均値としているか。					施設指定基準第2条第2項
◇第2条第1項の常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの 勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が勤務 すべき時間数で除することにより算出しているか。					施設指定基準第2条第3項
☆上記の場合の勤務延時間数は、当該施設の介護保険施設サービスに従事する勤務時間の延べ数であり、施設が通所リハビリテーションの指定を合わせて受けている場合であって、ある従業者が施設サービスと通所リハビリテーションを兼務する場合、当該従業者の勤務延時間数に、通所リハビリテーションに従事する勤務時間を含んでいないか。					施設基準通知第2の9の(1)
◇従業者は、専ら施設の職務に従事する者であるか。					施設指定基準第2条第4項
Ⅲ 施設及び設備に関する基準					

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
 1. 施設 ◇次に掲げる施設を有しているか。 ①療養室、②診察室、③機能訓練室、④談話室、⑤食堂、⑥浴室、⑦レクリエーション・ルーム、⑧洗面所、⑨便所、⑩ 					施設指定基準第3条第1項
サービス・ステーション、①調理室、②洗濯室又は洗濯場、 ③汚物処理室					
◇施設の基準は、次のとおりとしているか。					施設指定基準第3条第2項
① 療養室					施設指定基準第3条第2項第1号
イ 1の療養室の定員は、4人以下であるか。					
ロ 入所者1人当たりの床面積は、8㎡(経過措置として、 一定のみなし介護老人保健施設は6㎡)以上であるか。					
ハ 地階に設けていないか。 ニ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に					
直接面して設けているか。					
ホ寝台又はこれに代わる設備を備えているか。					
□ へ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備え□ ているか。					
ト ナース・コールを設けているか。					
② 機能訓練室					施設指定基準第3条第2項第2 号
1 ㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械、器具を備えているか。					
③ 談話室					施設指定基準第3条第2項第3号
入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有し ているか。					
④ 食堂					施設指定基準第3条第2項第4 号
2㎡(経過措置として、一定のみなし介護老人保健施設は1 ㎡)に入所定員を乗じて得た面積以上としているか。					
⑤ 浴室					施設指定基準第3条第2項第5 号
イ 身体の不自由な者が入浴するのに適しているか。					
□ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適 □ した特別浴槽を設けているか。					
⑥ レクリエーション・ルーム					施設指定基準第3条第2項第6号
レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設 備を備えているか。					
⑦ 洗面所					施設指定基準第3条第2項第7 号
療養室のある階ごとに設けられているか。					
⑧ 便所					施設指定基準第3条第2項第8号
イ 療養室のある階ごとに設けられているか。 ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の					
不自由な者が使用するのに適したものとなっているか。					
ハ 常夜灯を設けているか。					
◇上記第1項各号に掲げる施設は、専ら当該施設の用に供する					
るものとであるか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合 は、この限りでない。]		施設指定基準第3条第3項
☆介護老人保健施設と病院、診療所等が併設される場合、一					施設基準通知第3の2の(1)の③
定の条件の下、療養室を除く施設の共用は可 					
 4. 構造設備の基準 ◇施設の建物は耐火建築物であるか。 					施設指定基準第4条第1項第1号
びエレベーター(経過措置として、一定のみなし介護者人保 健施設はエレベーターの設置は義務付けられていない。)を					施設指定基準第4条第1項第2
健施設はエレベーダーの設直は義務付けられていない。) を それぞれ1以上設けているか。					

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
◇療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けているか。(ただし、一定の場合、上記直通階段を避難階段の数に算入できる。)					施設指定基準第4条第1項第3号
◇階段には手すりを設けているか。					施設指定基準第4条第1項第4号
◇廊下の構造は、次のとおりとしているか。					施設指定基準第4条第1項第5号
イ 幅は1.8m以上であるか。ただし、中廊下の幅は2.7m以上とすること(経過措置として、一定のみなし介護者人保健施設には、廊下幅の規定は適用されない。)。 ロ 手すりを設けているか。					
ハ 常夜灯を設けているか。					
◇入所者に対する施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えているか。					施設指定基準第4条第1項第6号
◇消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。					施設指定基準第4条第1項第7号
Ⅳ 運営に関する基準					
1. 内容及び手続の説明及び同意 ◇施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(事故発生時の対応、苦情処理の体制等)を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得ているか。					施設指定基準第5条第1項
☆わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇 切丁寧な説明を行い、同意については書面で得ているか。					施設基準通知第4の2
◇施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該施設は、当該文書を交付したものとみなす。					施設指定基準第5条第2項
(1)電子情報処理組織(施設の使用に係る電子計算機と、 入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通 信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方 法のうちイ又は口に掲げるもの					
イ 施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法					
ロ 施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)					
(2)磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法					

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
◇第2項に規定する方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとしているか。					施設指定基準第5条第3項
◇第2項(1)の「電子情報処理組織」について、施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織としているか。					施設指定基準第5条第4項
◇第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 (1)第2項各号に規定する方法のうち施設が使用するもの(2)ファイルへの記録の方式					施設指定基準第5条第5項
◇第5項の規定による承諾を得た施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって行っていないか。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。					施設指定基準第5条第6項
2. 提供拒否の禁止 ◇正当な理由なく、施設サービスの提供を拒んでいないか。					施設指定基準第5条の2
☆特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合である。					施設基準通知第4の3
3. サービス提供困難時の対応 ◇入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要 なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適 切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講 じているか。					施設指定基準第5条の3
4. 受給資格等の確認 ◇施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。					施設指定基準第6条第1項
◇上記の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めているか。					施設指定基準第6条第2項
5. 要介護認定の申請に係る援助 ◇入所の際に要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。					施設指定基準第7条第1項
◇要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行っているか。					施設指定基準第7条第2項
6. 入退所 ◇心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし 看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要 な医療等が必要であると認められる者を対象に、施設サービ スを提供しているか。					施設指定基準第8条第1項

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
◇医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案 し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申 込者を優先的に入所させるよう努めているか。					施設指定基準第8条第2項
☆医学的管理の下における介護及び必要性等、施設サービスを受ける必要性を勘案して優先的に入所させるにあたっては、透明性及び公平性が求められることに留意しているか。					施設基準通知第4の7の(2)
◇入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。					施設指定基準第8条第3項
☆入所者の家族等に対し、居宅への復帰が見込まれる場合には、居宅での療養へ移行する必要性があること、また、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等を説明しているか。					施設基準通知第4の7の(3)
◇入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しているか。					施設指定基準第8条第4項
◇上記の検討に当たり、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。					施設指定基準第8条第5項
☆居宅への復帰の可否の検討を、入所後早期に行っているか。また、その検討は病状及び身体の状況に応じて適宜実施すべきものであるが、少なくとも3月ごとに行っているか。					施設基準通知第4の7の(4)
◇退所に際しては、その者又は家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治医に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービス事業者との密接な連携に努めているか。					施設指定基準第8条第6項
7. サービスの提供の記録 ◇入所に際しては、入所の年月日並びに入所している介護保 険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を被 保険者証に記載しているか。					施設指定基準第9条第1項
◇☆サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、入所者の状況その他必要な事項を記録しているか。					施設指定基準第9条第2項 施設基準通知第4の8
8. 利用料等の受領 ◇法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、施設介護サービス 費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を 控除して得た額の支払を受けているか。					施設指定基準第11条第1項
◇法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、施設介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。					施設指定基準第11条第2項
◇以下の費用以外の支払を利用者から受けていないか。 イ 食事の提供に要する費用 □ 居住に要する費用 ハ 特別な療養室の提供に要する費用 ニ 特別な食事の提供に要する費用 ホ 理美容代 ヘ 上記の他、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められる費用。					施設指定基準第11条第3項

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
◇☆保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。なお、イから二までの費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供係る利用料等に関する指針」(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)及び厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)の定めるところによるものとし、への費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号)に従っているか。					施設指定基準第11条第4項施設基準通知第4の9の(3)
◇上記第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。また、イから二の費用に係る同意については、文書により得ているか。					施設指定基準第11条第5項
9. 保険給付の請求のための証明書の交付 ◇法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費 用の支払を受けた場合は、提供した施設サービスの内容、費 用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供 証明書を入所者に対して交付しているか。					施設指定基準第12条
10.介護保険施設サービスの取扱方針 ◇施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又 は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえ て、その者の療養を妥当適切に行っているか。					施設指定基準第13条第1項
◇施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画 一的なものとならないよう配慮して行っているか。					施設指定基準第13条第2項
◇従業者は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を 旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項につ いて、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。					施設指定基準第13条第3項
◇施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入 所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、身体的拘束等を行っていないか。					施設指定基準第13条第4項
◇身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ※遵守できていない場合、身体拘束廃止未実施減算					施設指定基準第13条第5項
◇身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。					施設指定基準第13条第6項
① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下、テレビ電話 装置等」という。)を活用して行うことができるものとす る。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果につい て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 ※遵守できていない場合、身体拘束廃止未実施減算					施設指定基準第13条第6項第1号
☆委員会は幅広い職種(施設長(管理者)、事務長、医師、 看護職員、介護職員、支援相談員)により構成しているか。					施設基準通知第4の11の(3)
☆委員会の構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすると ともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を 定めているか。					施設基準通知第4の11の(3)

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
☆委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が 深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一 体的に設置・運営することとして差し支えない。また、委員 会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。ま た、委員会には、第三者や専門家を活用することが望まし く、その方策として、精神科専門医の活用等が考えられる。					施設基準通知第4の11の(3)
☆施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであることを理解しているか。決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。					施設基準通知第4の11の(3)
☆委員会の内容は、以下のようなこととしているか。					施設基準通知第4の11の (3)
イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。					
口 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとに その状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身 体的拘束等について報告すること。 ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、口により報告さ					
れた事例を集計し、分析すること。 二 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況 等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまと め、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。					
ホ 報告された事例、分析結果を従業者に周知すること。 へ 適正化策を講じた後、その効果について評価すること。					
② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。					
※遵守できていない場合、身体拘束廃止未実施減算					施設指定基準第13条第6項第2号
☆指針には、以下のような項目を盛り込んでいるか。					施設基準通知第4の11の (4)
イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え 方					
ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項					
ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針					
二 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方 策に関する基本方針					
ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 へ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針					
ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針					
③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。					施設指定基準第13条第6項第3号
※遵守できていない場合、身体拘束廃止未実施減算					
☆指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育 (年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身 体的拘束適正化の研修を実施しているか。					施設基準通知第4の11の(5)
☆研修の実施内容について記録しているか。研修の実施は、 職員研修施設内の研修で差し支えない。					施設基準通知第4の11の(5)
◇自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。					施設指定基準第13条第7項
1 1. 施設サービス計画の作成 ◇介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を 担当させているか。					施設指定基準第14条第1項

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
☆入所者の課題分析、サービス担当者会議の開催、施設サービス計画の作成、施設サービス計画の実施状況の把握など、 一連の業務を通じて施設サービス計画に基づいてサービスが 適切に行われるようにしているか。なお、施設サービス計画 の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者 に強制することのないように留意しているか。					施設基準通知第4の12
◇計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。					施設指定基準第14条第2項
☆施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入所者の 希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以 外の、地域住民による入所者の話し相手、会食などの自発的 な活動によるサービス等も含めて施設サービス計画に位置付 けることにより、総合的な計画となるよう努めているか。					施設基準通知第4の12の(2)
◇計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。					施設指定基準第14条第3項
☆アセスメントは、計画作成担当介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、入所者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いているか。					施設基準通知第4の12の(3)
◇計画担当介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、 入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及び その家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。					施設指定基準第14条第4項
☆アセスメントのための面接においては、入所者やその家族 との信頼関係、協働関係の構築が重要であるため、計画担当 介護支援専門員は面接技法等の研鑽に務めているか。					施設基準通知第4の12の(4)
◇計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。					施設指定基準第14条第5項
☆施設サービス計画原案には、上記に加え、各種サービス (医療、リハビリテーション、看護、介護、食事等)に係る 目標を具体的に設定し記載しているか。さらに提供される施 設サービスについて、その長期的な目標及びそれを達成する ための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り 込み、当該達成時期には施設サービス計画及び提供したサー ビスの評価を行い得るようにしているか。なお、ここでいう サービスの内容には、施設の行事及び日課等も含む。					施設基準通知第4の12の(5)
◇計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、その活用について入所者等の同意を得なければないない。)の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画原案について、担当者から専門的な見地からの意見を求めているか。					施設指定基準第14条第6項
☆計画担当介護支援専門員は、入所者の状態を分析し、複数 職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極 めているか。なお、担当者とは、医師、理学療法士、作業療 法士、看護・介護職員及び栄養士等の当該入所者の介護及び 生活状況等に関係する者を指すものである。					施設基準通知第4の12の(6)

基準の概要	はい	いいえ	該当 なし	確認資料等	根拠条文
◇計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。					施設指定基準第14条第7項
☆説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、施設 サービス計画書の第1表及び第2表に相当するものを指すも のである。また、施設サービス計画の原案について、入所者 に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要 に応じて家族に対しても説明を行い同意を得ているか。					施設基準通知第4の12の(7)
◇計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際に、当該施設サービス計画を入所者に交付しているか。					施設指定基準第14条第8項
◇計画担当介護支援専門員は、計画作成後にモニタリング (入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行 い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。					施設指定基準第14条第9項
☆入所者の解決すべき課題の変化は、入所者に直接サービスを提供する他のサービス担当者により把握されることも多いことから、計画担当介護支援専門員は、他のサービス担当者と緊密な連携を図り、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めているか。					施設基準通知第4の12の(9)
◇計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、 入所者、家族並びに担当者との連絡を継続的に行うことと し、特段の事情のない限り、以下のとおり行っているか。① 定期的に入所者に面接すること。② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。					施設指定基準第14条第10項
☆「定期的に」の頻度については、入所者の心身の状況等に 応じて適切に判断しているか。また、「特段の事情」とは入 所者の事情により面接できない場合を指すものであり、計画 担当介護支援専門員に起因する事情は含まれない。特段の事 情がある場合は、その具体的な内容を記録しているか。					施設基準通知第4の12の(10)
◇計画担当介護支援専門員は、以下の場合、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めているか。① 入所者が要介護更新認定を受けた場合② 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合					施設指定基準第14条第11項
◇☆施設サービス計画を変更する際にも、原則として第2項から第8項に規定された施設サービス計画作成に当たっての一連の業務を行っているか。なお、入所者の希望による軽微な変更を行う場合には、この限りではない。					施設指定基準第14条第12項 施設基準通知第4の12の(1 1)
12. 診療の方針 ◇医師の診療の方針は、次に掲げるところによっているか。					施設指定基準第15条
① 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。					施設指定基準第15条第1号
② 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。					施設指定基準第15条第2号
③ 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。					施設指定基準第15条第3号

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
④ 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして 妥当適切に行っているか。					施設指定基準第15条第4号
⑤ 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働 大臣が定めるもののほか行ってはいないか。					施設指定基準第15条第5号
⑥ 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者 に施用し、又は処方していないか。					施設指定基準第15条第6号
13. 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等 ◇医師は、入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。					施設指定基準第16条第1項
◇医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者 を病院若しくは診療所に通院させていないか。					施設指定基準第16条第2項
◇医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若 しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の 医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情 報の提供を行っているか。					施設指定基準第16条第3項
◇医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は 入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医 師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情 報により適切な診療を行っているか。					施設指定基準第16条第4項
☆入所者に対して往診及び通院(対診)の必要がある場合に おいて、「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院(対 診)について」(平成12年3月31日老企第59号)を遵 守して対応しているか。					施設基準通知第4の14の(3)
14.機能訓練 ◇入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立 を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリ テーションを計画的に行っているか。					施設指定基準第17条
☆機能訓練は入所者1人について、少なくとも週2回程度 行っているか。また、実施にあたっては、以下の手順により 行っているか。					施設基準通知第4の15
イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、入所者ごとのリハビリテーション実施計画を作成しているか。また、計画の内容は施設サービス計画と整合しているか。なお、施設サービス計画の中にリハビリテーション実施計画を記載しても差し支えない。					施設基準通知第4の15のイ
ロ 入所者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーションを行うとともに、入所者の状態を定期的に記録しているか。					施設基準通知第4の14の口
ハ 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を 定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。					施設基準通知第4の14の八
二 リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法 士又は言語聴覚士が、看護・介護職員その他の職種の者に対 し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、 介護の工夫等の情報を伝達しているか。					施設基準通知第4の14の二

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
15. 栄養管理 ◇入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の栄養管理を計画的に行っているか。(※令和6年3月31日まで経過措置により努力義務)					施設指定基準第17条の2
☆令和3年度より栄養マネジメント加算を廃止し、栄養・ケアマネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士は、以下の手順により計画的に栄養管理を行っているか。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととする。					施設基準通知第4の16
イ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成しているか。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図っているか。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。					施設基準通知第4の16のイ
ロ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録しているか。					施設基準通知第4の16の口
ハ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価 し、必要に応じて当該計画を見直しているか。					施設基準通知第4の16の八
二 栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参考にしているか。					施設基準通知第4の16の二
16. □腔衛生の管理 ◇入所者の□腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、□腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた□腔衛生の管理を計画的に行っているか。 (※令和6年3月31日まで経過措置により努力義務)					施設指定基準第17条の3
☆令和3年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行っているか。					施設基準通知第4の17
☆施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科 衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係 る技術的助言及び指導を年2回以上行っているか。					施設基準通知第4の17の(1)
☆上記の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直しているか。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。 イ 助言を行った歯科医師口 歯科医師からの助言の要点ハ 具体的方策					施設基準通知第4の17の(2)
二 当該施設における実施目標 ホ 留意事項・特記事項 ☆医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護 職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は上記 の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯 科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に					施設基準通知第4の17の(3)
科切问診療文は切向圏科開土指導の美胞時间以外の時间帝に 行っているか。					

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
17. 看護及び医学的管理の下における介護 ◇看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の 支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身 の状況に応じ、適切な技術をもって行っているか。					施設指定基準第18条第1項
◇1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきをしているか。					施設指定基準第18条第2項
◇入所者の病状及びその心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。					施設指定基準第18条第3項
◇おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えているか。					施設指定基準第18条第4項
◇褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。					施設指定基準第18条第5項
☆褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより褥瘡発生の予防効果を向上させるための体制を整備するために、次のような取組みを実施しているか。					施設基準通知第4の18の(3)
① 褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をしているか。					施設基準通知第4の15の(3)の①
② 専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者(看護師が望ま しい)を決めているか。					施設基準通知第4の15の(3)の②
③ 医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策 チームを設置しているか。					施設基準通知第4の15の(3)の③
④ 施設における褥瘡対策に関する指針を整備しているか。					施設基準通知第4の15の(3)の④
⑤ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施しているか。					施設基準通知第4の15の(3)の⑤
◇入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世 話を適切に行っているか。					施設指定基準第18条第6項
◇入所者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の 者による看護及び介護を受けさせていないか。					施設指定基準第18条第7項
18. 食事の提供 ◇栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した ものとするとともに、適切な時間に提供しているか。					施設指定基準第19条第1項
◇入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で 行われるよう努めているか。					施設指定基準第19条第2項
☆調理は、予め作成された献立に従って行うとともに、その 実施状況を明らかにしているか。					施設基準通知第4の19の(2)
☆食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降といているか。					施設基準通知第4の19の(3)
☆食事の提供に関する業務は施設自らが行うことが望ましいが、施設の最終的責任の下で第三者に委託する場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されているか。					施設基準通知第4の19の(4)
☆入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を入所 者の食事に的確に反映させるために、療養室関係部門と食事 関係部門との連絡が十分とられているか。					施設基準通知第4の19の(5)
☆入所者に対し、適切な栄養食事相談を行っているか。					施設基準通知第4の19の(6)

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
☆食事内容については、施設の医師又は栄養士 <mark>若しくは管理</mark> <mark>栄養士</mark> を含む会議において検討が加えられているか。					施設基準通知第4の19の(7)
19. 相談及び援助 ◇常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。					施設指定基準第20条
20. その他のサービスの提供 ◇適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努め ているか。					施設指定基準第21条第1項
◇常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。					施設指定基準第21条第2項
21. 入所者に関する市町村への通知 ◇入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞な く、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。					施設指定基準第22条
一 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる時。二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時。					
22. 管理者の責務 ◇管理者は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。					施設指定基準第24条第1項
◇管理者は、従業者に施設の運営に関する基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。					施設指定基準第24条第2項
23. 計画担当介護支援専門員の責務 ◇計画担当介護支援専門員は、「11. 施設サービス計画の作成」(第14条)に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。					施設指定基準第24条の2
◇入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握しているか。					施設指定基準第24条の2第1 号
◇入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、 その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうか について定期的に検討し、その内容を記録しているか。					施設指定基準第24条の2第2 号
◇入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に 資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほ か、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接 に連携しているか。					施設指定基準第24条の2第3 号
◇苦情の内容等を記録しているか。					施設指定基準第24条の2第4号
◇事故の状況及び事故に際して採った処置について記録して いるか。					施設指定基準第24条の2第5 号
 24. 運営規程 ◇次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入所定員 ④ 施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ 人権擁護、虐待防止の体制整備 ⑧ 暴力団等の排除 					施設指定基準第25条 施設基準条例第3条第4項、第 5項、第6項、第32条第2項

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
⑨ その他運営に関する重要事項(苦情処理、事故対応、秘密保持、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。)					
25. 勤務体制の確保等 ◇入所者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。					施設指定基準第26条第1項
☆施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にしているか。					施設基準通知第4の25の(1)
☆夜間の安全の確保及び入所者のニーズに対応するため、看護・介護職員による夜勤体制を確保しているか。また、休日、夜間においても医師との連絡が可能な体制であるか。					施設基準通知第4の25の(2)
◇☆施設の従業者によってサービスを提供しているか。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務(調理、洗濯等業務)については、この限りでない。					施設指定基準第26条第2項 施設基準通知第4の25の (3)
◇従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。その際、施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。(※令和6年3月31日まで経過措置により努力義務)					施設指定基準第26条第3項
◇適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で あって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者 の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等 の必要な措置を講じているか。					施設指定基準第26条第4項
☆事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、 入所者やその家族等から受けるものも含まれることに留意しているか。					施設基準通知第4の25の(5)
イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して 雇用管理上講ずべき措置等についての指針」及び「事業主が 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題 に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(以 下、「パワーハラスメント指針」という。)において規定さ れているとおりであるが、以下の内容について特に留意して いるか。					
a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメ ントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周 知・啓発しているか。					
b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか。					

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
☆上記のa、bの措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めているか。(※令和4年4月1日以降、下線部を「講じているか」に読み替えのこと。)					
ロ 事業主が講じることが望ましい取組について					
パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調の相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されている。介護現場では特に、入所者又はその家族等から、イ「事業主がが講すべき措置の具体的内容」の必要な措置を講しるにより、「管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にしているが、「管理職・職員向け)研修のための手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているが、参考にしているか。(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行って、とから、事業主はこれらの活用も含め、施設におけるハラスメ					
メント対策を推進することが望ましい。					
26. 業務継続計画の策定等 ◇感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。(※令和6年3月31日まで経過措置により努力義務)					施設指定基準第26条の2第1 項
◇従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。(※令和6 年3月31日まで経過措置により努力義務)					施設指定基準第26条の2第2 項
◇定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。(※令和6年3月31日まで経過措置により努力義務)					施設指定基準第26条の2第3 項
☆業務継続計画を策定するとともに、当該計画に従い、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しているか。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準省令第26条の2に基づき施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。					施設基準通知第4の26の (1)

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
☆業務継続計画には、以下の項目等を記載しているか。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。					施設基準通知第4の26の(2)
① 感染症に係る業務継続計画 イ 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた 取組の実施、備蓄品の確保等) ロ 初動対応 ハ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者 への対応、関係者との情報共有等)					施設基準通知第4の26の(2)の①
② 災害に係る業務継続計画 イ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等の ライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) ロ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) ハ 他施設及び地域との連携					施設基準通知第4の26の(2)の②
☆研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしているか。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施しているか。また、研修の実施内容についても記録しているか。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。					施設基準通知第4の26の(3)
☆訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年2回以上)に実施しているか。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。					施設基準通知第4の26の(4)
27. 定員の遵守 ◇入所定員及び療養室の定員を超えて入所させていないか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合 は、この限りでない。					施設指定基準第27条
28. 非常災害対策 ◇非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。					施設指定基準第28条第1項
☆火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを行っているか。					施設基準通知第4の27の(3)

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
☆ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則 第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及 び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この 場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、 消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされてい る施設にあってはその者に行わせているか。また、防火管理 者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防 火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計 画の樹立等の業務を行わせているか。					施設基準通知第4の27の(3)
◇訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。					施設指定基準第28条第2項
・非常災害等の発生の際に、その事業が継続できるよう、他 の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよ う努めているか。					施設基準条例第32条第2項
29. 衛生管理等 ◇入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講するとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。					施設指定基準第29条第1項
☆上記のほか、以下の点に留意しているか。					施設基準通知第4の28の(1)
☆調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。また、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行っているか。					施設基準通知第4の28の(1)の①
☆食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。					施設基準通知第4の28の(1)の②
☆特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、 レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止 するための措置について、別途通知等が発出されているが、 これにに基づき、適切な措置を講じているか。					施設基準通知第4の28の(1)の③
☆空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。					施設基準通知第4の28の(1)の⑤
◇施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講じているか。					施設指定基準第29条第2項
◇施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して 行うことができる。)を概ね3月に1回以上開催するととも に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底 を図っているか。					施設指定基準第29条第2項第1号
☆感染対策委員会は、幅広い職種(施設長(管理者)、事務 長、医師、看護・介護職員、栄養士又は管理栄養士、支援相 談員)により構成しているか。					施設基準通知第4の28の(2)の①
☆構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、 専任の担当者を定めているか(看護師が望ましい)。なお、 感染対策委員会は、他の委員会と独立して設置・運営するこ とが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に 関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、こ れと一体的に設置・運営することとして差し支えない。					施設基準通知第4の28の(2)の①
◇施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。					施設指定基準第29条第2項第2号

基準の概要	はい	いいえ	該当 なし	確認資料等	根拠条文
☆指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定しているか。平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)等に触れる時、傷や創傷皮膚に触れる時の取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制や上記の関係機関への連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しいるか。(記載内容について、「介護現場における感染対策の手引き」参照。)					施設基準通知第4の28の(2)の②
◇介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。(※感染症の予防及びまん延防止のための訓練は、令和6年3月31日まで経過措置により努力義務)					施設指定基準第29条第2項第3号
☆感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理に徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしているか。					施設基準通知第4の28の(2)の③
☆指針に基づく研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施しているか。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、受託者に対しても、指針の内容を周知しているか。また、研修の実施内容については記録しているか。研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。					施設基準通知第4の28の(2)の③
◇上記第1号から第3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)に沿った対応を行っているか。					施設指定基準第29条第2項:4号
☆感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の 対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回 以上)に行っているか。訓練においては、感染症発生時にお いて迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び 研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策を した上でのケアの演習などを実施しているか。訓練の実施 は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実 地で実施するものを適切に組み合わせながら実施している か。					施設基準通知第4の28の(2)の④
☆入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除きサービス提供を断る正当な理由には該当しないため、こうした者が入所する場合、感染症対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知した上で対応しているか。					施設基準通知第4の28の(2)の⑤
30. 協力病院等 ◇入所者の病状の急変等に備えるため、予め、協力病院を定めているか。					施設指定基準第30条第1項
◇予め、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。					施設指定基準第30条第2項

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
31. 掲示 ◇施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の 体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると 認められる重要事項を掲示しているか。					施設指定基準第31条第1項
◇上記に規定する事項を記載した書面を掲示していない場合は、当該書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることができるようになっているか。					施設指定基準第31条第2項
32. 秘密保持等 ◇従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者 又はその家族の秘密を漏らしていないか。					施設指定基準第32条第1項
◇従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。					施設指定基準第32条第2項
◇居宅介護支援事業者等に対して入所者に関する情報を提供する際には、予め文書により入所者の同意を得ているか。					施設指定基準第32条第3項
33. 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 ◇居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険 者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財 産上の利益を供与してないか。					施設指定基準第33条第1項
◇居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所 者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益 を収受していないか。					施設指定基準第33条第2項
34. 苦情処理 ◇☆提供した施設サービスに係る入所者及びその家族からの 苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために構ずる措置の概要について明らかにし、入所申込者又は その家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、施設に掲示する等必要な措置を講じているか。					施設指定基準第34条第1項 施設基準通知第4の33の (1)
◇苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。					施設指定基準第34条第2項
☆苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報である との認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上 に向けた取組を行っているか。					施設基準通知第4の33の(2)
◇提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、市町村から求めがあった場合、改善の内容を報告しているか。					施設指定基準第34条第3項、 第4項
◇提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合、改善の内容を報告しているか。					施設指定基準第34条第5項、第6項
35. 地域との連携等 ◇運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との 連携及び協力を行う等地域との交流に努めているか。					施設指定基準第35条第1項

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
◇提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。					施設指定基準第35条第2項
36. 事故発生の防止及び発生時の対応 ◇事故の発生又はその再発を防止するため、以下に定める措置を講じているか。					施設指定基準第36条第1項
◇事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備しているか。					施設指定基準第36条第1項第1号
☆指針には、以下のような項目を盛り込んでいるか。					施設基準通知第4の35の①
①施設における介護事故防止に関する基本的な考え方					
②事故防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項					
③事故防止のための職員研修に関する基本方針					
④施設内で発生した介護事故、ヒヤリ・ハット事例及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針					
⑤介護事故等発生時の対応に関する基本方針					
⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦その他介護事故等の発生の防止のために必要な基本方針					
◇事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策 を従業者に周知徹底する体制を整備しているか。					施設指定基準第36条第1項第2号
☆従業者に周知徹底するための体制の整備のため、以下のような取組みを行っているか。					施設基準通知第4の35の②
①介護事故等について報告するための様式を整備すること。 ②介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生又は発見ご とにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従					
い、介護事故等について報告すること。					
③事故発生防止のための委員会において、②により報告され た事例を集計し、分析すること。					
④事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を 分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止 策を検討すること。					
⑤報告された事例、分析結果を従業者に周知徹底すること。 ⑥防止策を講じた後に、その効果について評価すること。					
◇事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研 修を定期的に行うこと。					施設指定基準第36条第1項第3号
☆事故防止検討委員会は、幅広い職種(施設長(管理者)、 事務長、医師、看護・介護職員、支援相談員)により構成し ているか。					施設基準通知第4の35の③
☆構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、 専任の担当者を定めているか。なお、事故防止検討委員会 は、他の委員会と独立して設置・運営することが必要である が、身体的拘束適正化検討委員会、感染対策委員会と一体的 に設置・運営しても差し支えない。					施設基準通知第4の35の③
☆指針に基づく研修プログラムを作成し、定期的な教育(年 2回以上)を開催するとともに、新規採用時には、必ず事故 発生の防止の研修を実施しているか。なお、研修の実施は、 職員研修施設内での研修で差し支えない。					施設基準通知第4の35の④

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
◇第36条第1項第1号から第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。(※令和3年9月30日まで経過措置により努力義務)					施設指定基準第36条第1項第4号
◇入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。					施設指定基準第36条第2項
◇事故の状況、事故に際して採った処置を記録しているか。					施設指定基準第36条第3項
◇入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。					施設指定基準第36条第4項
37. 虐待の防止 ◇虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。(※令和6年3月31日まで経過措置により努力義務)					施設指定基準第36条の2
◇施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす る。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従 業者等に周知徹底を図っているか。(※令和6年3月31日 まで経過措置により努力義務)					施設指定基準第36条の2第1 号
◇施設における虐待の防止のための指針を整備しているか。 (※令和6年3月31日まで経過措置により努力義務)					施設指定基準第36条の2第2 号
◇施設において、従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。(※令和6年3月31日まで経過措置により努力義務)					施設指定基準第36条の2第3 号
◇基準第36条の2第1号から第3号に掲げる措置を適切に 実施するための担当者を置いているか。(※令和6年3月3 1日まで経過措置により努力義務)				担当者:	施設指定基準第36条の2第4 号
☆虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じているか。					施設基準通知第4の37
・虐待の未然防止 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第1条の2の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促しているか。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。					
・虐待等の早期発見 施設の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切に対応しているか。					

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報され る必要があり、施設は当該通報の手続が迅速かつ適切に行わ れ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努 めているか。					
上記3つの観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、 虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次 に掲げる事項を実施しているか。					
☆①虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止検討委員会」という。) 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限ら					
れず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。					施設基準通知第4の37の①
☆①虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討しているか。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図っているか。 イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること 虐待の防止のための指針の整備に関すること 1 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること 1 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること					施設基準通知第4の37の①
☆②虐待の防止のための指針 施設が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでいるか。 イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 口 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 へ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項					施設基準通知第4の37の②

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
☆③虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐 待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発 するものであるとともに、当該事業所における指針に基づ き、虐待の防止の徹底を行うものとしているか。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針 に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回 以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止 のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要であ る。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。					施設基準通知第4の37の③
☆④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③ までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置 いているか。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責 任者と同一の従業者が務めることが望ましい。				専任の担当者:	施設基準通知第4の37の④
38. 会計の区分 ◇介護保険施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計 を区分しているか。					施設指定基準第37条
39. 記録の整備 ◇従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整 備しているか。					施設指定基準第38条第1項
 ◇次に掲げる記録を整備し、施設サービスの提供の完結の日(※)から2年間保存しているか。 ① 施設サービス計画 ② 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 ③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤ 市町村への通知に係る記録 ⑥ 苦情の内容等の記録 ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 ※「完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、入所者の死亡、入所者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指す。 40. 暴力団等の排除・事業所を運営する法人の役員及び管理者その他従業者は、暴力団員ではないか。また、事業の運営について、暴力団員の支配を受けてはいないか。 					施設基準条例第3条第5項、第 6項
V 雑則					
1. 電磁的記録等 ◇施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるが、電磁的記録を活用しているか。					施設指定基準第51条第1項
☆電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生 労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取 扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システ ムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。					施設基準通知第6の1の(4)

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認資料等	根拠条文
◇施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができるが、電磁的方法を活用しているか。					施設指定基準第51条第2項
☆交付等を電磁的方法による場合、事前に入所者等の承諾を 得た上で、次に掲げる事項を遵守しているか。					施設基準通知第6の2
☆①電磁的方法による交付は、基準省令第5条第2項から第 6項までの規定に準じた方法によっているか。					施設基準通知第6の2の(1)
☆②電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより入所 者等が同意の意思表示をした場合等が考えられるが、「押印 についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経 済産業省)」を参考に行っているか。					施設基準通知第6の2の(2)
☆③電磁的方法による締結は、入所者等・施設等の間の契約 関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押 印に代えて、電子署名を活用することが望ましいが、「押印 についてのQ&A(同上)」を参考に行っているか。					施設基準通知第6の2の(3)
☆④その他、基準省令第51条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によっているか。また、基準省令又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従っているか。					施設基準通知第6の2の(4)
☆⑤電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。					施設基準通知第6の2の(5)